

飛驒市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年10月18日

飛驒市監査委員 島田 哲吉

飛驒市監査委員 前川 文博

令和2年度決算審査意見に対する対応調書

審査意見要旨	措置状況（左記についての対応）
<p><u>ア 市税、保険料や使用料等の徴収事務について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・徴収事務にあたっては、市民等に不公平感が生じることのないよう収入未済、不納欠損を未然に防止する対策を更に検討するとともに、財産調査や相続人調査等を毎年行い、その経緯がわかるよう管理されたい。 ・不納欠損については、介護保険料のように受給時に支障が生じることをよく理解させ納付を促すとともに、納付されない場合は、記録を残して後のトラブルに繋がらない対応されたい。また、不納欠損処分調書には経過や処分理由を記載して決裁するよう事務処理をされたい。 ・確実な債権回収及び適正な債権管理に向けて、公債権と私債権の処分手続の違いを認識し、職員の管理能力を高めるための研修や、所管部署相互の滞納者情報の一元化や債券管理の統一的運用を図るなど、組織的な取り組みをされたい。 	<p>市税徴収に関しましては、新規滞納者に対しては滞納が複数期に渡らないよう、引き続き早期の催告に努めるとともに、滞納が長期に及ぶ者に対しては、分納の提案、計画的納付折衝を行い、それらが履行されない者については、財産調査の上、差押処分を行うこと、財産調査等の結果によっては、地方税法等に従い執行停止等の手続きを行う場合もあり得ることを関係職員間で共有・徹底いたします。</p> <p>特に固定資産税については、所有者死亡の際には、相続人代表者届出を確実に履行させるとともに、未届事案を把握した場合には、速やかに相続人調査を行い、代表相続人特定に努めます。</p> <p>介護保険料等の滞納者に対しては、不納欠損が生じるとサービスを受ける際に給付制限がかかることを催告書に明記し周知を行っており、不納欠損等の状況をシステムで管理の上、発行される被保険者証に給付制限内容が記載される仕組みを整えております。また、滞納につきましても、システム及び滞納者リストで管理し、経過及び処分理由の記録を適切に管理いたします。</p> <p>債権回収等に必要な知識の習得につきましては、これまで同様に担当職員を専門的な研修に参加させるとともに、情報の一元化につきましても、地方税の守秘義務に抵触しない範囲において、相互の徴収に結びつくような情報交換等を行うよう努めてまいります。</p>
<p><u>イ 補助金交付事務について</u></p> <p>補助金対象事業の認定等については、適正に処理されていたが、事業実績報告、補助金請求及び補助金交付までの手順について、飛騨市補助金交付規則に定められた手続きがなされていないものが見受けられた。</p> <p>補助金交付規則では、実績報告書に添付された領収書の写し等により支出を確認の上、補助金の額を決定し、補助金交付額確定通知書を発行することとなっているが、請求書の添付をもって交付額の確定が行われていた事例が確認された。これは、補助金交付規則及び各種補助事業の要綱に基づく事務手続きの理解が不足していたことが原因であり、今後、適正な法令等の執行及び事務手続きの遂行のため、職員研修等の実施を検討されたい。</p>	<p>各種補助金交付の事務手続きでは、交付決定時の決裁においてすべて財政課の合議を得ることをルール化しており、事業内容や交付金額、関連書類の確認など適正に処理していますが、その数は1,000を超える件数となることから、実績報告書の審査及び交付額の確定については原課対応で完結することとしています。</p> <p>実績報告の審査は、支出が確認できる書類のほか必要な事項をすべて確認した上で交付額を確定することとなっていますが、これらの基本的な事務処理上の知識習得については、各課におけるOJTで対応しているのが現状であり、今般のご指摘を踏まえ、再度職員の教育が必要と考えられますので、事務処理を行う上で最も子細なチェック機能が要求される係長級を対象とした研修会を実施することといたします。</p>

ウ 予算執行について

不用額が多額となっている部分も見受けられ、新型コロナウイルス感染症対策の影響や個々の事情があることは承知するが、年度中に不用額の発生が想定されるものもあり、予算執行については、常日頃から限られた予算の効率的な運用が図られるよう努められたい。

予算編成の基本的な方針として、減額できる予算は速やかに補正するよう指導しています。確定した事業費などは問題なく予算を減額できますが、医療費に連動する負担金や入札前の事業費、あるいは光熱水費といった経費につきましては、最終的な執行額が把握できないことから、減額することが容易ではありません。さらに、補正予算の要求は議会審議の2ヶ月前と非常に早い段階で締め切ることから、その後の予算必要額を正確に見積もることができないため減額補正が困難となり、結果的に多額の不用額が発生している要因となっています。

今後は、原課からの減額要求に加えて、多角的な視点で予算残額を再点検し、不用額の発生を極力抑制するよう努めてまいります。